

林地開発編 Q & A

1 林地開発許可制度とはどういう制度ですか。

森林は、山地災害を防ぐ働きや水源を涵養する働き、自然環境を守る働きなど多くの公益的な働きを持っており、無秩序な開発行為によりそうした働きが損なわれるのを防ぎ、私たちの生活環境を守るためにルールが林地開発許可制度です。

2 林地開発許可申請が必要な開発行為とはどういうものですか。

許可が必要となるのは、1ヘクタールを超える面積の森林を開発する場合で、土石または樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をする場合です。

具体的には、次のような場合です。

- ① 農地、宅地の造成
- ② 砂、砂利または転石の採取、鉱物の採取
- ③ 土砂捨てその他物件の堆積
- ④ 建築物その他の工作物または施設の新築または増築
- ⑤ 土壌の理学的及び化学的性質を変更する行為その他の植生に影響を及ぼす行為など



3 許可の対象となる森林とはどういうものですか



知事がたてた地域森林計画の対象となる民有林で、保安林・保安施設地区に指定されていない森林です。国有林や保安林でない限りほとんどの森林が対象となります。

4 森林の開発面積が1ヘクタール以下の場合、許可は必要ないのですか



林地開発許可は必要ありませんが、「伐採届」を市町に提出する必要があります。

また、隣り合って開発したり、はじめは1ヘクタール以下でも将来的に1ヘクタールを超えて開発する場合は林地開発許可が必要です。

5 許可の基準はどういうものですか

林地開発の許可を受けるためには、次の4つの基準を全て満たす必要があります。

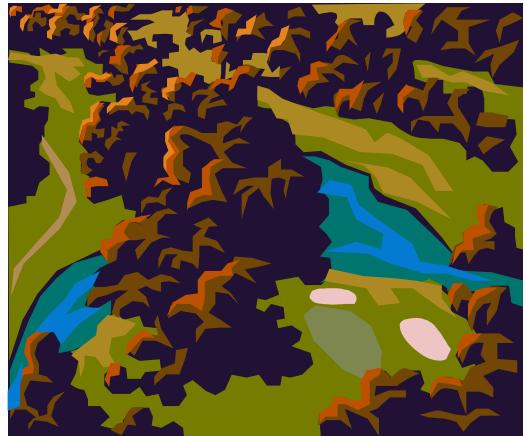
- ① 周辺に土砂の流出や崩壊、その他の災害を発生させるおそれがないこと
→ 災害を防止するための工法や施設の設置が必要です
- ② 流域内に水害を発生させるおそれがないこと
→ 洪水を調節するための施設の設置が必要です
- ③ 地域の水の確保に支障をきたすおそれがないこと
→ 水量を確保したり、水質の悪化を防ぐための施設の設置が必要です
- ④ 周辺の環境や景観が悪化しないこと
→ 開発目的ごとに残さなければならない森林の割合や配置が決められています



6 残さなければ森林とはどういうものですか

乱開発による周辺環境の悪化を防ぐため、事業区域内にまとまりのある森林を残さなければなりません。事業区域内の森林率の算定対象とする森林は、現況のまま保全する森林（残置森林）、及び植栽により早期に森林に復旧できると認められる森林（造成森林）です。なお、開発目的により、残さなければならない面積や率は異

なりますが、工場、事業場の設置（太陽光発電施設含む）の場合は、残さなければならぬ森林率はおおむね25パーセント以上であり、かつ、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則、周辺部におよぶおむね30メートル以上の残置森林または造成森林を配置しなければなりません。それ以外であっても、極力周辺部に森林を配置する必要があります。



7 太陽光発電施設の設置にあたっては、立木の伐採のみ行い、土地の改変を伴わないのでですが、林地開発許可申請が必要ですか。



当該設備は一般的に基礎の上に架台を据え、その上に太陽光パネルを設置する構造のため、「建築物その他の工作物または施設の新築または増設」に該当し、当該設備の設置によって土地の形状または性質を復元できない状態にするおそれのある行為とみなされることから、林地開発許可の対象となります。

8 林地開発許可申請書を提出し、許可されるまで、どれくらいの期間が必要ですか。

林地開発許可申請書は、添付していただく種類が多く多様なため、事前に相談していただきながら書類を整理していただき、書類がそろった後それを県が正式に受理し、それから許可までの標準処理期間を80日としています。なお、受理した後も補正処理が必要な場合は、それに要した日はそれから除きます。



また、申請にあたっては、事前に許認可や届け出を必要とする他法令関係がある場合もあり、この場合は、原則同時に許可することになるため、80日を超えることもあります。



9 林地開発許可申請書を提出する前に何か準備することありますか。



次の項目すべてにおいて事前に確認が必要です。



- ① 開発行為に関する計画内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことができる
- ② 開発行為に係る森林において、開発行為の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていること。ここでいう相当数の同意とは、開発行為の妨げとなる権利を有するすべての者の3分の2以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得る ことができると認められる場合。

- ③ 開発行為または開発行為に係る事業の実施について、法令等による許認可を必要とする場合は、当該許認可等がなされているか、またはそれが確実であることが明らかであること。
- ④ 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資金力があることが明らかであること。



10 もっと詳しく知りたい

栃木県のホームページに「森林法に基づく林地開発許可申請の手引き」が掲載されています。



相談窓口は

- さくら市、塩谷町、高根沢町
→ 栃木県矢板森林管理事務所管理課
矢板市
→ 矢板市農林課

